

# 日本経営システム学会 表彰細則

## (総 則)

第1条 日本経営システム学会（以下「本学会」という）は、以下の賞を設け、本細則により表彰を行う。

- (1) 日本経営システム学会賞（以下「学会賞」という）
- (2) 日本経営システム学会論文奨励賞（以下「論文奨励賞」という）
- (3) 日本経営システム学会学生研究発表優秀賞（以下「学生研究発表優秀賞」という）

## (目 的)

第2条 学会賞は、経営システムの基礎及び応用研究に顕著な業績をあげた者に授与する。

2. 論文奨励賞は、今後の研究に発展性が期待でき奨励に値すると認められる研究業績をあげた者に授与する。
3. 学生研究発表優秀賞は、学生として優秀と認められる研究発表を行った者に授与する。

## (対象業績)

第3条 学会賞・論文奨励賞の対象となる研究業績は、原則として当該表彰を行う前年（1月1日～12月31日）に発行された日本経営システム学会誌、またはIJAMSに掲載された論文とする。

2. 学生研究発表優秀賞の対象となる業績は、全国研究発表大会の学生セッションでの口頭発表とする。

## (受賞資格)

第4条 学会賞は、ファースト・オーサーが本学会会員の論文を表彰対象とし、論文単位で連名者全員を表彰する。

2. 論文奨励賞は、表彰の対象となる研究業績が受付された時点で40歳未満の会員（連名の場合はファースト・オーサーである40歳未満の会員）に対して授与する（論文奨励賞は、ファースト・オーサー個人を表彰する）。
3. 学生研究発表優秀賞は、全国研究発表大会の学生セッションで口頭発表したファースト・オーサーの会員の学生に対して授与する。

## (選考手続)

第5条 学会賞・論文奨励賞の受賞者の選考は、表彰委員会（以下「委員会」という）が設置する学会賞・論文奨励賞選考ワーキンググループが行った上で、委員会がその選考結果を理事会に諮り、受賞者を決定する。

2. 学生研究発表優秀賞については、委員会が選考した受賞候補者を理事会に諮り、受賞者を決定する。

## (表 彰)

第6条 表彰は全国研究発表大会において行う。ただし、学生研究発表優秀賞の表彰については、郵送によりこれを行うことができる。

## (細則の変更・廃止)

第7条 本細則の変更・廃止は、理事会において出席者の2分の1以上の承認を得なければならない。

2. 本細則の内容、および変更・廃止の検討は、表彰委員会が執り行う。

## (施 行)

第8条 本細則は平成29年5月27日より施行する。